

平成 30 年 6 月 7 日現在

機関番号：32665

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H07246

研究課題名(和文)データの自動収集技術に関するプライバシー・個人情報保護制度の各国比較

研究課題名(英文) A comparative legal study on privacy and data protection issues associated with automatic data collection in the EU, the U.S. and Japan.

研究代表者

小向 太郎 (KOMUKAI, Taro)

日本大学・危機管理学部・教授

研究者番号：30780316

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：IoT(Internet of Things)やビッグデータによって大量のデータが自動的に収集され、さまざまな新しい製品やサービスを生み出している。技術革新の恩恵を受ける一方で、利用者等があまり意識しない情報の収集や、意に沿わない情報利用の可能性が指摘されている。

本研究では、上記の問題に関する欧米とわが国の議論の動向を調査した。そして、欧米では制度上保障されている本人意思の反映を確保できるかどうか争点になっているのに対して、わが国の制度には利用一般について本人の意思反映を求める規定がないため、議論の基礎そのものがないことを明らかにし、わが国における本人意思反映のあり方について検討した。

研究成果の概要(英文)：Internet of Things (IoT) and big data technologies generate a variety of new products and services from the automatic collection and analysis of personal data. While the innovation gives us a huge benefit, it also could be a curse to serious privacy concerns because such data could be collected and used while the data subject does not recognize it. It could be difficult to get efficient consent for one or more specific purposes from data subject under these new technologies.

This study focuses on the privacy and data protection issues caused by automatic collection of personal data, and shows that whereas the main issue in the EU and the U.S. is how to reflect the will of data subjects in processing personal data, Japanese law does not require such reflection, so there is no premise for such discussion. And it leads to the conclusion that it is necessary to consider some legal schemes for reflecting the will of data subjects in Japan, too.

研究分野：情報法

キーワード：個人情報保護 プライバシー IoT ビッグデータ M2M

1. 研究開始当初の背景

IoT (Internet of Things) や M2M (Machine to Machine) の進展と、通信端末の多様化によって、さまざまなデータが収集されるようになってきている。こうした情報が、ビッグデータ処理や AI 技術の発展によって集積処理され、次々と新たな情報が生み出されている。その一方で、こうした技術においては、自らが意識することなく情報が収集されることも多いため、従来とは違ったプライバシーや個人情報に関する懸念も大きくなっている。

日米欧の個人情報保護制度は、保護対象とする情報や基本的な体系が異なるため、特に新たなデータ利用が行われる際には具体的な適用に違いが生じる可能性が高い。今後一層の活用が期待されている、モバイル端末や自動車から取得できる位置情報や、各種センサーから収集される情報についても、各国でそれぞれ検討が行われている。わが国では、総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」(平成25年6月)などで問題提起がなされ、諸外国の制度について言及がされているが、プライバシー・個人情報保護に関する研究において、具体的な利用シーンを想定した各国比較が十分に行われているとは言えない状況であった。

2. 研究の目的

本研究では、近年進展の著しいさまざまなデータを自動収集する技術について、プライバシー・個人情報保護の観点からどのような法制度が整備・運用されているのかについて、各国の比較を行った。IoT (Internet of Things) やビッグデータと呼ばれる技術による個人情報の収集や利用に関する規制は、各国の制度によって異なり現在も議論が続けられている。なかでも、特に、情報通信技術の開発と利用で先端を走り常に新しい問題に直面している米国と、データ保護に関する先進国として知られる EU の状況は重要である。データ利用の重要性が高まるなかで、これらの国の制度を正確に理解することが必要である。

そこで本研究は、データ自動収集技術の収集情報に関する問題点の抽出、問題となる自動収集の日本法上の位置づけと課題、

米国及び EU における法的位置づけと法運用の実態を調査し、高度技術による情報の活用を損なわずに、十分な法的保護を確保する法的対応の在り方を示すことを目的とした。

3. 研究の方法

まず、1 年目 (平成 28 年度) においては、各利用形態に関する懸念や問題点の抽出を、文献調査、訪問調査、国際会議への参加及び発表等によって行っている。こうした調査を経て、問題点や懸念の体系化、明確化を試みた。

2 年目 (平成 29 年度) は、抽出された問題点や懸念に関して、各国制度の規制状況を規

制と運用の両面から、文献調査、訪問調査、国際会議への参加及び発表等により調査を行った。そして、調査結果を取りまとめ、日本、米国、EU の動向に関する比較検討を行い、データの自動収集技術に関するプライバシー・個人情報保護制度のあり方について検討した。

4. 研究成果

(1) 議論の動向

本研究においては、まず IoT やビッグデータ技術に関するプライバシー・個人情報保護に関する問題として、諸外国においては、特に次の 3 つについて議論されていることを明らかにした。

自分の情報が知らないうちに勝手に使われてしまう

情報利用を拒否することが難しい

人に知られたくない情報が使われてしまう

こうした問題は、従来の個人情報保護する議論でも、制度を考える上での重要なポイントとなっている。特に、個人情報の利用に本人の同意を求めることなどによって本人のコントロールを及ぼそうとする制度は、このような問題にも対処するために置かれているものである。そこで、特に個人情報の利用目的に情報主体 (本人) の意思を反映させる制度がどのように規定されているかということに焦点を当てて、欧米とわが国の制度の比較を行った。その結果、個人情報を処理するにあたって、本人の意思を制度上どのように反映させているかは、国によって異なることが明確になった。

(2) EU の制度

EU では、1995 年に採択された「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令 (EU 個人データ保護指令)」に基づいて、各構成国で個人情報保護制度が整備されてきた。そして、2018 年 5 月には、EU 域内の個人情報保護をさらに確保するために、「個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則 (GDPR)」が発効している。構成国に立法を求めるものであった「指令」から、直接適用される「規則」に変更するとともに、個人データの処理に本人の同意を求める従来からの枠組みが強化されている。例えば、有効な同意とみなされるための要件が明確化され、本人が同意をいつでも撤回できることとされている。本人の意志を反映するという点では、非常に強い関与を保障している。このような同意原則を採用する制度のもとでは、個人情報処理が認められる根拠となる同意が、有効な同意であるかどうかということや、どのような射程で同意がなされているかということが、非常に重要になる。

(3) 米国の制度

米国では従来、個人情報の利用について基本的にビジネスの自由を重視し自主規制を尊重する立場を取るといわれてきたが、近年では、特に消費者プライバシーに関しては、連邦取引委員会（FTC: Federal Trade Commission）が、積極的な政策提言や法執行を行っている。

米国の FTC 法 5 条は、「商業活動に関わる不公正な競争手段と、商業活動に関わる不公正または欺瞞的な行為または慣行は、違法であることがここに宣言される（15 U.S.C. § 45(a)(1).）」と規定しており、この規定が FTC による消費者プライバシー保護規制の根拠となっている。

米国の制度は、不公正または欺瞞的な行為または慣行の禁止という形をとっており、消費者保護をベースにした規制になっているため他国の個人情報保護制度とは体系が異なる。FTC が消費者プライバシーに関する法執行を行う際には、本人意思の反映を重視するとしており、シンプルで分かりやすい消費者の選択、透明性を、重要な要素としてあげている。また、IoT に関するスタッフ・レポートでも、「データ・セキュリティ、データの最小化、通知と選択」を推奨し、「通知と選択」に関しては、全てのデータ収集について本人の選択を確保する必要はないとしているが、利用者の合理的な期待を超えて情報を収集しないことを求めている。

(4) わが国の制度

わが国の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は取り扱う個人情報について、利用できる目的をできる限り特定し（15 条）、公表等すること（第 18 条）その目的の範囲で利用すること（第 16 条）が求められている。その一方で、事業者の内部で利用する場合には、特に本人の同意等は求められていない。

これは、「個人情報の有用性を過度に減殺しないために、利用方法、利用目的自体を規制するのではなく、利用目的の通知または公表を契機とする本人等からの苦情等を通じて、個人情報の適正な利用を確保することを基本方針とし」たためであると説明される。

どのような情報をどのような手段で取得しているかについては、特に通知や公表を求められていない。収集されたことを本人が認識しなくても、必ずしも偽りその他の不正な手段に当たらないため、法律上は問題とならないことも多い。

不適正な取得や（第 17 条）、他の法令に抵触する利用は許されないが、利用目的の範囲についての制約は少なく、情報の収集と収集した事業者の内部利用に関しては、法律上の自由度が高い。しかし、事後的に当初の目的と「関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて（第 15 条第 2 項）」利用目的を変更するのであれば本人の同意が必要となる

（第 16 条第 2 項）。わが国の個人情報保護制度では、本人の意思を反映しうる場面が、主として第三者提供と利用目的変更の場合だけに限定されており、本人が知らないあいだに情報が収集されても、法律上は問題とされない可能性が高い。つまり、内部利用については、そもそも本人の意思を反映させる制度になっていない。

	取得	保有	提供
EU: GDPR	本人の同意、法定の利用、公共の利益等	同意の撤回の保障	同意の撤回の保障
米国	不公正または欺瞞的な行為または慣行の禁止	不公正または欺瞞的な行為または慣行の禁止	不公正または欺瞞的な行為または慣行の禁止
日本	利用目的の通知・公表、適正取得	目的外利用の禁止	本人の同意

図表1 本人の意思を反映する規定（概要）

出典：小向太郎「ネットワーク接続機器の位置情報に関するプライバシー・個人情報保護制度の動向」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤（EIP）2016-EIP-74, 2016-11-17

なお、2015 年には、個人情報を取り巻く環境の変化に対応するために、個人情報保護法の大規模改正が行われている。この改正によって、不当な差別等につながりやすいとされる「要配慮個人情報」に関しては、本人の同意を得ない取得が原則として禁止されている（第 17 条第 2 項）。

(5) 今後の課題

IoT やビッグデータ技術の進展による個人データの自動収集の増加に関連して、欧米では制度上保障されている本人意思の反映を確保できるかが争点になっているのに対して、わが国の制度には利用一般について本人の意思反映を求める規定がないため、議論の基礎そのものがないことになる。

しかし、わが国の個人情報保護制度においても、その主要な目的のひとつは、本人の意思に反する利用を抑制することで、本人に及ぶ弊害を減少させることである。こうした観点からは、個人情報として保護する対象を広く取り、利用目的に本人の意思を反映させる制度を導入し、それと矛盾しない範囲で許される利用目的や第三者提供の範囲を議論する方が有効であろう。ただし、本人の意思の反映方法にはさまざまなレベルがある。事前の明示的な同意を厳格に求める EU 型の同意原則を導入することだけが選択肢ではなく透明性の向上や、事後的な本人意思の反映を担保することも、仕組みによっては有効な保護手段になり得る。具体的な技術的対応可能性を考慮しながら、現実的な方法を検討すべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

小向太郎，データ集積の急増と個人情報
の利用目的規制，電気学会論文誌 C 電
子・情報・システム部門誌第 137 巻 6 号
790-795 頁 (2017 年 6 月) 査読有。

小向太郎，米国連邦通信委員会のプライ
バシー施策，情報法制研究第 1 巻 36-44
頁 (2017 年) 査読無。

小向太郎，インターネット上における青
少年保護に関する制度の動向，危機管理
学研究，創刊号 (2017 年 3 月) 114-125
頁，査読有。

〔学会発表〕(計2件)

小向太郎，クラウド上のデータを対象と
する犯罪捜査に関する法的課題，電子化
知的財産・社会基盤(EIP)2016-EIP-79，
2018-02-16，6 頁。

小向太郎，ネットワーク接続機器の位置
情報に関するプライバシー・個人情報保
護制度の動向，情報処理学会研究報告電
子化知的財産・社会基盤 (EIP)
2016-EIP-74，2016-11-17，6 頁。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

Taro Komukai, An attempt at the secure
use of GPS information by the PPC,
Japan, International Council on Global
Privacy & Security by Design. May 2017,
<http://gpsbydesign.org/2017/05/an-attempt-at-the-secure-use-of-gps-information-by-the-ppc-japan/>

(1)研究代表者

小向 太郎 (KOMUKAI, Taro)
日本大学・危機管理学部・教授
研究者番号：30780316

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()